

この江東区子育てハンドブックはおもに妊娠中の方や未就学児のお子さんをもつ
保護者向けの情報が入っています。ぜひご活用ください。



江東区

子育て ハンドブック

kosodate HAND BOOK

2025



妊娠中の方や3歳までのお子さんをもつ保護者向けに江東区では
こんにちは赤ちゃんLINE(マタニティ・産後)を配信しています。
ぜひご利用ください。詳しい内容はP7、8をご覧ください。

こんにちは赤ちゃんLINE



江東区の子育て

気軽に相談しよう

妊娠がわかったら

赤ちゃんが
生まれたら

こどもが通う施設

子育てをちょっと
手助けしちゃうんだ

こどもとお出かけ

子育てについて
学びたい

ひとり親へ
家庭の方へ

障害・疾病のある
お子さんのために

こどもらふ

ひとり親家庭の方へ

江東区観光
キャラクター
「ヒーロくん」



相談窓口

生活相談

お問合せ先 福祉事務所保護第一課 ☎3645-3106 FAX 3647-4917
福祉事務所保護第二課 ☎3637-2707 FAX 3683-3722

生活保護は、病気やけがなどで収入がなくなったり、働いていても収入が少ないなど、生活費や住宅費、医療費等に困っている方に対して、その不足分を補い、自立した生活ができるように援助していく制度です。お困りの方はご相談ください。なお、制度の利用にあたっては、資産、能力や他法他制度、その他あらゆるものを、生活保護制度に優先して活用していただきます。

福祉事務所各課の担当地区

課名	担当地区
保護第一課 区庁舎2F	清澄、常盤、新大橋、森下、平野、三好、白河、高橋、佐賀、永代、福住、深川、冬木、門前仲町、富岡、牡丹、古石場、越中島、塩浜、枝川、豊洲、東雲、有明、辰巳、潮見、青海、千石、石島、千田、海辺、扇橋、猿江、住吉、毛利、木場、東陽、東砂6～8丁目、南砂、新砂、海の森
保護第二課 総合区民センター1F	亀戸、大島、北砂、東砂1～5丁目、夢の島、新木場、若洲

母子・父子相談

お問合せ先 生活応援課家庭相談係 ☎3647-7512 FAX 3647-7522

ひとり親家庭等の経済的問題、こどもの就学問題等、いろいろな悩みごとについて、母子・父子自立支援員が問題解決への支援をします。



養育費についての相談

お問合せ先 養育費等相談支援センター ☎フリーダイヤル 0120-965-419 ☎3980-4108

養育費や面会交流についての法務省の相談窓口です。



経済的支援

児童育成手当

お問合せ先 こども家庭支援課給付係 ☎3647-4754 FAX 3647-9196

育成手当

- 対象** 母子・父子家庭または同様の家庭に支給される手当です。
・次のいずれかに該当する18歳に達した最初の3月31日までの児童を養育している方
(1) 父母が離婚 (2) 婚姻によらないで出生 (3) 父または母が死亡・生死不明
(4) 父または母に引き続き一年以上遺棄されている
(5) 父または母が裁判所からDV保護命令を受けている
(6) 父または母が引き続き一年以上法令により拘禁
(7) 父または母に重度の障害※がある ※詳細についてはお問合せください。
- 手当月額** ・対象児童1人あたり 13,500円



障害手当

- 対象** 障害のある児童を養育している方に支給される手当です。
・次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方
(1) 身体障害者手帳1～2級程度の児童 (2) 愛の手帳1～3度程度の児童
(3) 脳性まひ、進行性筋萎縮症の児童
- 手当月額** ・対象児童1人あたり 15,500円



児童扶養手当

お問合せ先 こども家庭支援課給付係 ☎3647-4754 FAX 3647-9196

■対象 母子・父子家庭または同様の家庭に支給される手当です。

・次のいずれかに該当する18歳に達した最初の3月31日まで(中度以上の障害のある方は20歳未満)の児童を養育している方

- (1) 父母が離婚 (2) 婚姻によらないで出生 (3) 父または母が死亡・生死不明
- (4) 父または母に引き続き一年以上遺棄されている
- (5) 父または母が裁判所からDV保護命令を受けている
- (6) 父または母が引き続き一年以上法令により拘禁 (7) 父または母に重度の障害*がある

※詳細についてはお問合せください。

・ただし、申請者や対象児童が公的年金給付等を受給できるときは、その給付額が児童扶養手当額に影響します。

■手当月額

- ・対象児童1人目 11,010円～46,690円
- ・対象児童2人目以降 5,520円～11,030円を加算

※申請者の前年または前々年の所得により変わります。

※手当の認定期間が5年を経過したときは、手当額の約2分の1が支給停止となる場合があります。



ひとり親家庭等医療費助成

お問合せ先 こども家庭支援課給付係 ☎3647-4754 FAX 3647-9196

18歳に達した最初の3月31日まで(中度以上の障害のある方は20歳未満)の児童*を養育している母子・父子家庭または同様の状態にある家庭の保護者(養育者)に医療証を交付します。健康保険を利用して医療機関等を受診した際に、保険診療の自己負担分の一部または全部が助成されます。

※対象となる児童は、児童育成手当(育成手当)及び児童扶養手当と同様です。

詳しい内容はこちらでもご確認いただけます。



遺族基礎年金

お問合せ先 区民課年金係 ☎3647-1131 FAX 3647-9415

国民年金に加入している人が亡くなり、その人によって生計を維持されていた子のある配偶者または子に支給されます(子とは18歳到達年度の3月31日までにある子、または20歳未満で年金の法令で定める障害等級1・2級の状態にある子のこと)。

その他納付要件等満たしている必要があります。詳しい内容はこちらでもご確認いただけます。



遺族厚生年金

お問合せ先 江東年金事務所 亀戸5-16-9 ☎3683-1231 FAX 3681-6549

厚生年金に加入している人が亡くなり、その人によって生計を維持されていた子のある配偶者または子に、遺族基礎年金に上乗せして遺族厚生年金が支給されます(子とは18歳到達年度の3月31日までにある子、または20歳未満で年金の法令で定める障害等級1・2級の状態にある子のこと)。その他納付要件等満たしている必要があります。

母子・父子福祉資金の貸付

お問合せ先 生活応援課家庭相談係 ☎3647-7512 FAX 3647-7522

都内に6か月以上お住まいのひとり親家庭の方で、20歳未満のお子さんを扶養している方への貸付金です。

貸付が自立につながると判断され、償還の計画を立てることができる方に、修学資金などの福祉資金をお貸ししています。詳しい内容はこちらでもご確認いただけます。



江東区養育費確保支援事業補助金



こどもの養育に必要な費用の取り決めについては、口約束ではなく、強制執行認諾約款付きの公正証書で取り決めをすることや家庭裁判所への調停申し立て等により決めることが大切です。江東区では、これらの手続きに要した経費の補助を行います。公正証書や調停調書などの作成日から、1年以内に申請してください。

■対象となる方(①～⑤の全てに該当する方)

①申請日において江東区に居住するひとり親世帯等の方 ②養育費の取り決めに係る経費を負担した方 ③養育費を受け取る方(=養育費の取り決めに係る債務名義を有している方) ④養育費の取り決めの対象となる子を現に扶養している方 ⑤同一の事案について、過去に同内容の補助金(他自治体による同趣旨の補助金を含む)を受けていない方

■対象費用と必要書類

取り決め方法	補助の対象となる経費 (各々、作成日から1年以内のもの)	申請に必要な添付書類
公正証書 ※強制執行認諾 条項付きに限る	・公証役場に支払った公正証書作成手数料 ※養育費の金額により補助額が異なります	1 公正証書 2 公証手数料の領収書 3 申請書およびその扶養している子の 戸籍謄本又は抄本 4 世帯全員の住民票の写し 5 申請者本人の銀行等の口座番号が 分かるもの 6 印鑑(スタンプ印不可)
家庭裁判所の調停、 裁判	調停手続き、裁判に要した以下の費用 ・収入印紙代 ・戸籍謄本等添付書類取得費用 ・連絡用の郵便切手代	1 上記「3」～「6」 2 裁判所の調停調書や判決書等 3 収入印紙代、戸籍謄本等取得代、連絡 用の郵便切手代の領収書又はレシート
ADR(裁判外紛争 解決手続)	①ADRの申立料または依頼料に相当する 費用、1回目の協議期日に係る費用(上 限20,000円) ②ADRが成立した場合の、申立料または 依頼料に相当する費用、協議期日、成立 手数料に係る費用(上限30,000円) ※弁護士会やADR業者が用意する場所以外に 係る賃借費用・交通費・その他実費は対象外 ※事業所が認証紛争解決事業者として認証さ れていること	1 上記「3」～「6」 2 事業所パンフレット 3 申立書や契約書の写し 4 助成対象経費がわかる書類 5 領収書 ※その他追加で書類を提出していただく 場合があります。

■補助金申請の流れ

- 1 申請書類の提出(申請書と必要書類を持参)
- 2 交付決定(区が交付の可否について決定し、郵送で通知いたします)
- 3 請求書の提出 ※区が請求書を受領してから、振込まで最大1か月程度要する場合がございます

お問合せ先 生活応援課家庭相談係 ☎3647-7505 FAX 3647-7522

自立支援

ひとり親家庭の就労と自立の支援

お問合せ先 生活応援課家庭相談係 ☎3647-7512 FAX 3647-7522

事前相談が必要となります。

◇母子・父子自立支援プログラム策定

母子・父子自立支援員と就労支援員がひとり親家庭のお母さん、お父さんの状況やニーズに対応した自立支援計画書を策定し、これに基づき、ハローワークと連携して仕事探し・転職を支援します。



◇高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭のお母さん、お父さんが就職に有利な資格取得をするために、養育機関において6月以上のカリキュラムを修業する場合に生活費の一部として訓練促進給付金を支給します。また、カリキュラム終了後に修了支援給付金を支給します。(対象資格であること等、その他受給要件の審査があります)

◇自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭のお母さん、お父さんが就労に役立てるために必要な教育訓練を受講した場合、受講料の一部として自立支援教育訓練給付金を支給します。(対象資格であること等、その他受給要件の審査があります)

ハローワーク(公共職業安定所)

お問合せ先 ハローワーク木場(木場公共職業安定所) 木場2-13-19 ☎3643-8609



ハローワーク木場では、皆様の就職活動をサポートします。最新の求人情報を提供し、資格を取りたい方やスキルアップを目指している方にはハロートレーニング(公的職業訓練)のご案内をさせていただきます。雇用保険失業給付の手続きだけでなく、職業相談・職業紹介、応募書類の作成のアドバイスや添削も行い、早期に再就職できるように支援いたします。

江東しごとサポートセンター

お問合せ先 江東しごとサポートセンター 亀戸2-19-1 カメラプラザ9F
☎5836-5160 FAX 3637-2351 URL <https://koto-shigoto.jp/>



江東区で働きたい方の就職支援と、区内中小企業の人材確保をサポートする施設です。センターを利用する求職者には専任のキャリアアドバイザーがつき、求職者の状況を踏まえて、職場探しを支援します。(正社員、契約社員、パート、アルバイト、内職等) また、就職活動や、就職後に役立つセミナーも定期的に開催しています。

■利用する上で必要なこと 初めて利用する場合には、センターの利用登録が必要になります。

その他の支援

母子生活支援施設

お問合せ先 生活応援課家庭相談係 ☎3647-7512 FAX 3647-7522



母子生活支援施設は、何らかの事情によりこどもの養育が困難な母子家庭のお母さんと18歳未満のこどもが一緒に入所し、施設職員とともに自立を目指す施設です。詳しい内容はこちらでもご確認いただけます。

都営住宅

お問合せ先 東京都住宅供給公社都営住宅募集センター ☎3498-8894
URL <https://www.to-kousya.or.jp/kouei/toeibosyu/index.html>

◇ひとり親家庭の方の都営住宅の優遇制度(一般より当選率が高い)

◇ひとり親家庭の方の都営住宅ポイント方式

(書類審査・実態調査により住宅困窮度合いの順に入居者として登録)

◇ひとり親家庭の方の都営住宅使用料の特別減額



区営住宅

お問合せ先 住宅課住宅管理係 ☎3647-9464
URL <https://www.city.koto.lg.jp/kurashi/sumai/moshikomi/kue/index.html>

◇ひとり親家庭の方には、区営住宅使用料の特別減額があります。

◇区営住宅の入居者募集は、あき家が発生した場合に、「こうとう区報」や区のホームページでお知らせします。(区営住宅の建替え事業に伴い、現在、入居者募集は行っておりません)



お部屋探しサポート

お問合せ先 住宅課住宅指導係 ☎3647-9473

江東区内にお住まいで、立ち退きや家賃過重などの理由から、引っ越しをしなければならないひとり親家庭などの方のために、お部屋探しのお手伝いをします。区役所で一旦相談した後、区役所の窓口(毎週火曜日予約制)及び協力不動産店で賃貸物件の空き室状況をご案内します。なお、成約した場合は、契約金の一部助成制度があります。(収入要件等あり)

■利用する上で必要なこと

- ①江東区内に住んでいる(区内に親族がいて、その近傍に居住希望の場合は区外でも対象)
- ②扶養する18歳未満の子とひとり親のみで構成する世帯
- ③自分で日常生活ができる世帯 ④住宅に困っている ⑤身元保証人(緊急連絡先)がいる方

都営交通無料乗車券

お問合せ先 こども家庭支援課給付係 ☎3647-4754 FAX 3647-9196

児童扶養手当受給世帯員のうち一人に限り、都営交通(都バス、都営地下鉄、都電、日暮里・舎人ライナー)の無料乗車券を交付します。

■持参するもの 児童扶養手当証書



JR定期券の割引

お問合せ先 こども家庭支援課給付係 ☎3647-4754 FAX 3647-9196

児童扶養手当受給世帯の方に、JR通勤定期乗車券を3割引で購入できる「資格証明書」「乗車券購入証明書」を交付します。

■持参するもの

- ①児童扶養手当証書
- ②定期券を購入される方の写真(最近6か月以内の正面上半身・たて4cm×よこ3cm)



水道料金・下水道料金の減免

お問合せ先 東京都水道局お客様センター ☎0570-091-100

児童扶養手当又は特別児童扶養手当を受給されている方は、申請により水道・下水道料金が減免されます。

■減免内容

水道料金 基本料金と1月当たり10m³までの従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額
下水道料金 1月当たり8m³までの料金

■水道局営業所に持参するもの

児童扶養手当証書、特別児童扶養手当受給証明書

※お客さま番号のわかるもの(請求書、検針票等)がある方は併せてご持参ください。

※郵送による申請を希望される場合はお問い合わせください。

粗大ごみ処理手数料の免除

お問合せ先 粗大ごみ受付センター ☎6431-9997 月～土 8:00～19:00

江東区にお住まいの児童扶養手当、特別児童扶養手当受給者は、申請により粗大ごみ処理手数料が免除されます。電話受付のみとなります。





日常英会話習得率100%のインターナショナルプリスクール

Kids Academy

Noah

少人数できめ細やか!



『英語×体験』で非認知能力を育てる保育園

日常英会話習得率100%の実績

「インターに通ったけど、英語が話せない」というよくあるお悩み。Noahでは英語が環境の一つなので無理に勉強するのではなく、コミュニケーションツールとして、自然に身につけることができます。卒園までには全員がバイリンガルに成長します。

*Nurseryコース週5回3年以上継続の場合

オンリーワンの個性を伸ばす質の高い保育

Noahは保育士が設立したインターナショナルスクール。そのため子どもの発達のプロが子育てをサポート。日本人だけではなく、さまざまな国の先生と関わる生活の中で、広い視野と、固定概念のない価値観を身につけ、自分の個性を伸ばす教育をおこなっています。

トラベルで非認知能力を伸ばす

Noahのオリジナルカリキュラム「トラベルプロジェクト」では、子どもたちが自分たちで行き先を話し合い、意見を出し合い、折り合いをつけながら、旅行にでかけます。その中で、思い通りにならないことや、臨機応変に決断すること、一度決めたことをやり抜く力などを学び、非認知能力を伸ばします。幼児ではなかなかできない体験を通して、ぐんと成長します! 過去実績: 難波 (大阪) 伊豆大島 (東京) レゴランド (名古屋) など

More About Us!



Website



Instagram



YouTube



東京都江東区辰巳1-4-11
STビル辰巳別館 5F



03-6457-0871



info@noah-international.co.jp